

東京金融取引所の次期システム導入 に伴う留意事項等について

金先協平15第16号
平 15 . 2 . 14
〔 平16.3.29一部改正 〕
〔 平17.6.27一部改正 〕
〔 平19.9.30一部改正 〕

標題について、東京金融取引所（金融取）における次期システムの導入（平成15年4月）等に伴う留意事項及び既往の協会通知の変更等を下記の通りとりまとめましたので、同システム導入以降、これによりお取り扱いいただきますようご連絡申し上げます。

記

1. 法定帳簿の記載、作成及び注文の有効期間の顧客への周知については、次に留意すること。

金融取ユーロ円3ヵ月金利先物オプションのキャビネット取引について、注文伝票には、対価の額又は数値として「キャビネット値段である旨」、0.000」又は0.001」を、取引日記帳には約定価格又は約定数値として「0.000」又は0.001」を記載するものとする。

顧客からブロック取引により取引を成立させる注文を受けたときには、注文伝票にその旨を記載すること。

金融取の参加者端末装置から取得する記録等(データ)を法定帳簿とする場合には、法定記載項目が充足されるよう留意すること。

顧客が有効期間を指示しない場合の注文の有効期間については、「注文がプレオープン時間帯の開始時から夜間取引時間帯の終了時までの間になされた場合には、当該夜間取引時間帯の終了時まで有効とし、それ以外の時になされた注文は、その直後に到来する夜間取引時間帯の終了時まで有効」（取引所為替証拠金取引については、“夜間取引時間帯”を“付合わせ時間帯”に読み替える。）とされているので、顧客に誤解が生じないように充分に説明のこと。

2 . (既往の協会通知の変更及び廃止)

(記載略)